

第三者評価結果入力シート（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

株式会社 ブルーライン

②施設名等

名称：	埼玉県埼玉学園
施設長氏名：	本橋 仁
定員：	120名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

子どもの主体性を尊重し、子どもの自立を援助することを基本に、適切な指導、教育、訓練を行い、その生活能力及び学習能力を高め、非行性を除去すると同時に豊かな人間性を育てる。
特に、学校や社会全般に通じる基本的な知識、態度を習得させ、将来健全な学校生活、社会生活および職業生活を送ることができるよう援助する。

④施設の特徴的な取組

①児童の人や社会への基本的信頼感および自己肯定感の育成。 ②児童の生命を尊重し、自然、社会、人間と共生を営める人間性の育成。 ③児童の創造的な問題解決能力及び基本的な生活力・生活態度の育成。
④児童の自己実現のために自己変革していける人間性の育成。 ⑤児童の自らの問題性と向き合い改善していける人間性の育成。
⑥衣食住を保障し、家庭的、福祉的アプローチによって「育て直し」を行う。
⑦一人ひとりの児童を受容し、児童と職員との間で愛着関係・信頼関係を育む。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/6/5	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/11/1	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）	

⑥総評

◇特に評価の高い点
【子どもの権利擁護】
子どもの権利擁護は基本理念であり、職員間で共有されている。行動指針や処遇要領・子どもの権利ノートに子どもの権利擁護に付き規定している。今年の重点テーマとして子どもの意見表明権を養護する目的で、面接を増加する等に対応している。思想・信教の自由に付き配慮し保障している。
【食事に付いて】
栄養士や調理師が子ども達の事を考え色々工夫してくれている。子どもの体調・疾病・アレルギー等に配慮した食事を提供している。お楽しみ献立（調理活動）や食事会等、楽しみの要素を取り入れている。配膳の準備・食スマナー・後片付け等、基本的な事が身につくよう支援している。月1回の給食会議にて子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫を行っている。
【寮生活】
児童による生活委員会を組織し、又、寮のミーティングでも子ども自身が自分たちの生活全般に付いて自主的・主体的な取り組みができる様な活動を実施している。又、催し物実行委員会では企画・運営にも携わっている。係仕事や買い物実習・帰宅訓練等により生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。
【退所後の準備】
就職希望の子どものために、地域の企業や育成会（施設応援組織）等と連携し、職場実習や職場体験の機会を確保している。漢検・英検や資格取得検定等の受験希望には応えている。休日の全体作業として子どもが作物等の育成過程を通して仲間との共同作業の中から人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を培う様に支援している。休日の全体作業は年間作業計画が策定されている。
◇特にコメントを要する点
【計画系の理解度】
根幹に県の施設であるので勝手に方向付け等はできないとの暗黙の了解的な考えがあるのではと想像されますが、中期的にこの施設がどのようなビジョンを持ち何を指して行くのかと云う検討がされていない為、中・長期計画は策定されていません。「より良い施設を目指して」活動して行く上では、長期目標（ビジョン）を明確にし職員・子ども・保護者含め協力しながら進めて行く事が重要と感ずります。又、理念・基本方針（目指す方向を端的に表現した内容）→中・長期計画（3～5年の間に具体的に目指す内容）→年度事業計画（中・長期計画を踏まえた実行可能な具体的内容で年度毎に目指す計画を宣言）と云う計画の基本の理解度が課題ではと感ずります。
【感染症対応】
副園長を責任者として対応体制を整えており、看護師を中心に適宜学習会等にも対応しているが、感染症毎のマニュアル等は準備されていない。依って、予防や実際に発生した場合の対応体制が不十分と感ずられる。
【住環境】
毎週1回、植栽の手入れを全員で行い生活環境が無機質にならないよう様、努めている。子どもが私物を収納できる様、個々にロッカー・タンス等を整備している。中学生以上は個室が望ましいが、建物の構造上個室の整備は出来ていない。風呂がない（別風呂）事や集団部屋である為、プライバシーの確保は難しい。又、建物や設備が古く、静養室やクールダウン部屋等がない事は、今後の大きな課題である。
【学習環境】
施設内学校の教員と連携し、少人数クラス・習熟度別授業・自主学習ノート提供・受験補習学習等を実施している。又、ICT環境整備に力を入れており学習端末の積極的利用で児童の学習意欲や効果を高めている。建物構造上、静かに落ち着いて勉強できる様な個別の学習スペースや学習室は残念ながら準備出来ない。中学生・高校生・受験生の為の学習環境に付いては配慮を欠く状態となっている。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価結果を受け、学園の取組について高い評価をしていただいた点が多くあった一方で、残念ながら今まで大丈夫と思われていたことが不十分であったこと（事業計画、中・長期的ビジョン、感染症対応、住環境、学習環境）に気付かされました。
今回の受検結果を生かし、不十分な点に関しての改善策を検討し、施設運営全般の質の向上に努めてまいります。

⑧第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 施設としての理念・基本方針は処遇要領に記載され、施設の使命や目指す方向・考え方を読み取る事ができ職員の行動規範となっており、年初の職員会議に於いて周知されているが、所内掲示やパンフレット・ホームページへの記掲載はされていない。子供や保護者に対しての説明文書も策定されていない。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 県や関連機関より情報が寄せられ、動向を把握し分析を行っている。現状での一番の課題は入所希望に対し受け入れできる人数が限られている事であり、限られたキャパシティの中で出来る限りの受け入れを行っている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 県の監査に合わせ具体的な課題や問題点を明らかにしている。県の部課長会に参加しており課題の共有がされている。施設内には役付会や職員会議に於いて報告・連絡を行い、又、改善すべき課題等に付いても検討・協議され、その結果を職員へ周知されている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【コメント】 将来どのような学園を目指すのかの検討をあり方検討委員会で行っているが、中・長期計画として策定された内容は確認出来ない。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【コメント】 中・長期計画を踏まえた形では年度の事業計画は策定されていない。内部監査に合わせ事業計画とされる内容を策定しており、本来、期待している職員との協業で作られると云う訳ではなく、監査報告の一部として捉えられる。依って、年度初めには策定されていない。又、事業計画は定められた時期に定められた手順での評価・見直しが行われ改善が進められる事が期待されているが、可能な状態ではないと思われる。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
【コメント】 中・長期計画と年度事業計画の関係性や事業計画の重要度が曖昧になっており、どのような施設にして行きたいのかが理解できない。事業計画と目標管理の位置付けも混同がある様に思われる。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】 事業計画は策定されていない為、子どもや保護者等に周知されていない。		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 子供達にアンケートを行いその中から出てきた課題に付き、職員会議にて協議し方向付けされた内容を回答として纏める作業を行っている。その内容を実施後、再度の見直しを行い必要があれば対応方法を検討している。第三者評価は定期的に受審されており、年1回自己評価は第三者の評価項目に従い行われ、データのまとめまでは実行されている。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【コメント】 年1回自己評価が行われデータを纏める所までは行われているが、課題を抽出しそれに基づき改善計画を立てPDCAを展開すると云う作業は行われていない。データを纏め質の向上に結びつけて行かないのは宝の持ち腐れと感じ、大変もったいないのではと思われる。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長は年度初めの広報誌に所信を表明しており、事務文書が策定され自らの役割と責任を明確にすると共に職員に対しては、会議や研修において周知が図られている。処遇要領に施設長が不在の場合の権限委譲に付き明示されている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 処遇要領に関係法令が明示されており、職員に対し周知がされ遵守を徹底している。又、施設長研修会等への出席や県からの通達、他にも子ども安全課・児相・家裁等、関係機関との連絡会議に出席し遵守すべき法令等を把握している。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
---	----------------------------------	---

【コメント】

施設長参加の元、処遇会議や自立支援計画検討会に於いて、個別の支援計画の中から全体に関わる課題が抽出され、定期的開催される会議に於いて継続的に評価・分析が行われる。職員に対しては、処遇学習会や心理士主催の研修会の参加を勧奨しており、自らも関係する研修等に参加し専門性の向上に努めている。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
---	-----------------------------------	---

施設長は、毎月の県への報告の中で人事・労務・財務等に付きまとめ、分析を行っている。特殊な職場で有る為、職種(心理士・寮管理者等)によっては時間外労働にならざるを得ない、或いは年休が取りにくいと云う事がある。ただ、これはやり甲斐とは裏腹の関係と言われている。施設長は職員朝礼や各種委員会の設置等により施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
---	---	---

【コメント】

職員には教職・保育士・心理士等、資格要件があり、自立支援・生活支援専門員から入職する。職員の定員が決まっており欠員が出た場合に補充すると云う方式で対応しているが、常に不足感はある。現状、入所待ちの子供達があり、職員を増やしても受入れ人数を増やしたいが、増員に関しては県の承認が必要であり現実的には難しい状況である。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
---	---------------------	---

【コメント】

行動指針に期待される職員像が明示されている。県職員である事と併せ資格要件が定められており、県の基準に基づいた目標管理システムにより評価されている。評価面談や自己申告制度により職員の意向・意見の聴取や分析を行い、改善策を検討している。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

施設長は、毎月の県への報告の中で人事・労務等に付きまとめ、職員の就業状況を把握している。メンタルヘルスとしてストレスチェックは行なわれているが、職員の相談窓口の設置は県の仕組みとしても準備されていない。健康診断は定期的に行われている。リフレッシュ休暇制度の他、遊興施設の割引等、地方職員共済組合で福利厚生に対応をしている。ワークライフバランスに付いて、特殊な職場で有る為、職種(心理士・寮管理者等)によっては時間外労働にならざるを得ない、或いは年休が取りにくいと云う事がある。ただ、これはやり甲斐とは裏腹の関係と言われている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 行動指針に期待される職員像が明示されている。県の基準に基づいた目標管理システムにより管理されており、個別の目標に関しては課題の困難度を考慮し、各目標の難易度により層別され評価される。年2回の評価面談や自己申告制度により職員の意向・意見の聴取や分析を行い、又、管理者からも職員に対する期待度や留意点を伝え、改善策を検討している。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】 行動指針に期待される職員像が明示されている。採用時に資格要件を明示しており、有資格者のみが入職している。県や関連機関からの案内や外部募集に対応し、年度毎に教育・研修担当が研修計画を策定しており、又、計画やカリキュラムの見直しも行っている。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】 各職員の資格等は施設長が把握している。新任職員に対し標準的实施方法としての処遇要領に基づきOJTやブラザーシスター制度により研修が行われる。研修担当により階層別研修・職種別研修・テーマ別研修や外部研修等が計画的に進められているが、人員不足気味と云う環境から行きにくいとも言われている。。4人のスーパーバイザーが置かれ組織力の向上に取り組んでいる。		
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 実習マニュアルが策定されており、専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化しており、学校と実習期間中は継続的に連携しながら進めている。又、学校で準備した物と合わせ職種別のプログラムも準備されている。実習指導者に対する研修受講は行われていない。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
【コメント】 児童自立支援施設と云う施設の事情もあり、地域に向けての情報公開は難しい状況である。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 県立施設であるので、県の財務規則により事務・経理・取引等に関するルールが明確にされ、委任記載規則、及び事務分掌により権限と責任が明確にされている。内部監査は県の出納総務課の職員が来訪して行っている。県の施設である為、外部の専門家等による監査は非該当。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>地域との関わり方に付き、年報に基本的な考え方を明記している。地域の盆踊りやスポーツ大会には職員のサポートの元、参加している。施設の性格に鑑み、地域との積極的なコミュニケーションは控えている為、非該当。買い物訓練や社会に適應する為の外出の際には地域の社会資源を積極的に活用している。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>ボランティアに付いては処遇要領にボランティア受入れの基本姿勢は明記されているが、施設の性格上、通常の受入れは難しく、野球やサッカーのスポーツ大会の審判や女子の生け花教室の指導をお願いする程度である。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>社会的養護の児童自立支援施設である事と併せ、措置により入所児童が決定されると言う施設の性格から、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握する事は非該当とした。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	d
<p>【コメント】</p> <p>社会的養護の児童自立支援施設である事と併せ、措置により入所児童が決定されると言う施設の性格から、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握する事は非該当とした。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	d
<p>【コメント】</p> <p>前評価項目(26)と同様の理由で非該当とした。</p>	

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 理念・基本方針や職員行動指針に子どもを尊重した養育・支援の実施に付いて明記されており、職員に周知され実践されている。又、行動指針には職員が遵守し実践しなければならない内容が規定されている。養育・支援の基本姿勢は標準的实施方法等にも反映されており、定期的に子どもの意見表明権を尊重しているかの確認がされている。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	c
【コメント】 概念としてのプライバシーは理解されているが、規程やマニュアルは策定されていない。施設の性格上、子どものプライバシーを制約せざるを得ない部分もあり、設備的な対応もしにくい現状となっている。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】 理念・基本方針は明示されていないが、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料として写真・図・絵の使用等で分かり易く作成されたパンフレットや生活のしおりが準備されている。入所予定の子どもや保護者等には施設見学を実施し資料を使って施設の内容や生活様式について丁寧に説明している。		
②	31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 養育・支援の開始時には子どもや保護者に分かり易く説明し、アセスメントを行い要望・ニーズを確認し、自己決定を尊重して同意を得て自立支援計画を作成している。意思決定が困難な子どもや保護者等に対しては、自立支援計画が個別に作成されており、個々の対応となっている。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたっては著しい変更や不利益が生じない様に元担当が窓口になって帰宅訓練・電話連絡や家庭訪問を行い、アフターフォローに対応している。移行時には継続性に配慮し自立支援計画や留意事項等を見相に提出し先に引き継がれる。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 処遇アンケートや給食アンケートが定期的に行われ、又、子供主体に組織された生活委員会があり、子どもの満足度向上の取組が行われている。課題の抽出の為の分析・検討は行われているが、子どもは参画していない。毎日就寝前に個別面談を実施し子どもの意見や要望も併せて確認している。		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【コメント】

苦情解決要綱に仕組みが明示されており、生活のしおりや子どもの権利ノートにも外部の連絡先を含め説明されている。又、投書箱の設置や苦情記入カードの準備もされており、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。苦情内容については記録を適切に保管している。この中から質の向上に関わる様な内容が出てきた場合は、標準的実施方法にフィードバックされる。

②

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a

【コメント】

生活のしおりや子どもの権利ノートに外部の連絡先を含め説明されている。投書箱の設置や苦情記入カードの準備もされており、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。相談等はプライバシーに配慮し所内のスペースを活用し行われている。

③

36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

処遇アンケートや投書箱の設置の他、就寝前面接や交換日記等により子どもが相談しやすい様な環境を整えている。相談対応のマニュアル等は準備されていないが、毎日のコミュニケーションの中から対応方法は理解されている。相談の中から質の向上に関わる様な内容が出てきた場合は、標準的実施方法にフィードバックされる。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①

37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【コメント】

施設長を責任者としてリスクマネジメント体制は処遇要領に規定されている。リスクマネジメントに関しては、日々の職員朝礼や情報共有会議・職員会議の議題として取り上げられ、安全管理体制に関する学習も規定されている。インシデント情報の収集はされ要因分析・改善策再発防止策策定迄は行われているが、集計分析し実効性に付いての定期的評価・見直しは実施されていない。

②

38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

施設長を責任者としてリスクマネジメント体制は処遇要領に規定されている。リスクマネジメントに関しては、日々の職員朝礼や情報共有会議・職員会議の議題として取り上げられ、安全管理体制に関する学習も規定されている。インシデント情報の収集はされ要因分析・改善策再発防止策策定迄は行われているが、集計分析し実効性に付いての定期的評価・見直しは実施されていない。

③

39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【コメント】

マニュアルが整備され、毎月の避難訓練の他、年一回消防署協力による総合防災訓練を行っている。安否確認の方法が定められ職員に周知されている。BCP策定はこれからとなっており、食料や備品類等の備蓄リストの作成も確認出来ない。

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>標準的実施方法として処遇要領が策定されており、部門の代表者で構成された自立支援検討委員会で実施状況の確認や改訂作業を行っている。検討内容や改訂内容は職員に周知徹底される。、子どもの尊重や権利擁護・プライバシーの保護に関わる姿勢等に付いては明示されていない。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>現在、部門の代表者で構成された自立支援検討委員会で実施状況の確認や改訂作業を行っているが、改訂時期等は決められておらず定期的ではない(前回、平成26年)。自立支援計画や職員・子どもの意見等の中から質の向上に関わる様な内容が出てきた場合は、標準的実施方法にフィードバックされる。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>【コメント】</p> <p>生活課長を責任者としている。アセスメント手法が確立され適切にアセスメントが行われている。アセスメント段階で課題があった場合、内容に応じて心理士や医師・教師等が参加した会議が持たれているが自立支援計画策定段階では行われていない。支援困難ケースの場合、自立支援計画に課題が織り込まれ、適切な支援が行われている。</p>	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>自立支援計画は年2回、内容や子どものニーズ等の確認と評価・見直しが仕組として実施されている。出来上がった自立支援計画はネットで職員に確認される。緊急の変更事案は検討会議を持って決定される。自立支援計画の評価・見直しの中から質の向上に関わる様な内容が出てきた場合は、標準的実施方法にフィードバックされる。</p>	
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの身体状況や生活状況等は決められた様式によって把握し記録している。養育・支援の内容は自立支援計画に記録され、報告は上長の確認を受け行われる。その際に書き方等に齟齬があれば指摘され指導されている。情報の分別はメール送信の際に行われている。ネットの利用等を実施して、情報を共有する仕組みが整備されている。</p>	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>個人情報保護規程や文書管理規程は策定されていない為、記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定、及び懲戒規程等は確認出来ない。記録の管理責任者は生活課長となっている。職員に「個人情報保護法改訂に関する説明」等を配布し、教育・研修を行っている。個人情報の取扱いに付いて等は、子どもや保護者等に説明されていない。</p>	

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの権利擁護は基本理念であり、職員間で共有されている。行動指針や処遇要領・子どもの権利ノートに子どもの権利擁護に付き規定している。今年の重点テーマとして子どもの意見表明権を養護する目的で、面接を増加する等で対応している。思想・信教の自由に付き配慮し保障している。</p>	
② A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの行動制限は処遇要領に特別指導の対応が規定されており、実施された時は報告書を作成し職員間で検証・検討する場を設け情報共有を図っている。案件の内容によっては必要に応じて児相にも報告される。</p>	
③ A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの権利ノートや生活のしおりを活用し、権利に付いての理解を深める様に分かり易く子どもたちに説明している。日常の中でも自身や他者の権利に付いて正しく理解出来る様、コミュニケーションを増やし支援している。今後、子どもの意見表明権等に関して学習を予定している。</p>	
(2) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>「入所児童の支援に係る職員の行動指針」が定められており、体罰や子どもの人格を辱める様な行動は禁止している。朝会や職員会議に於いて、発生事案の報告や紹介により周知を図っている。子どもにも具体的な例を示して周知している。どうしても課題が残る場合は子どもの転寮を検討している。県の規定で職員の懲罰規程と併せ、被措置児童等虐待に付いてのマニュアルも職員に周知されている。</p>	
(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活	
① A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童による生活委員会を組織し、又、寮のミーティングでも子ども自身が自分たちの生活全般に付いて自主的・主体的な取り組みができる様な活動を実施している。又、催し物実行委員会では企画・運営にも携わっている。係仕事や買い物実習・帰宅訓練等により生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。</p>	
(4) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>退所した子どもの通所支援は非該当。退所した子どもの宿泊対応は行っていない。追跡調査と退所後の記録は施設の業務であり、アフターケアとして行われている。退所後の対応として、必要に応じて児童相談所と協議の上、地域の関係機関・団体等と積極的な連携を図りフォローしている。</p>	

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① A7 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
【コメント】	
小舎夫婦制の特徴を生かし、家庭的な雰囲気子どもを養育している。子どもの集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。寮単位での遠足や買い物等、小集団での行事等を子どもと計画を立て実施する等の工夫がなされている。子どもの良さ・強み・潜在的な可能性を見つける等、子どもに対する受容的・支持的かわりを心がけている。	
② A8 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
【コメント】	
日々の生活の中で社会的規範やルール・約束事を守ることの重要性と必要性について伝えている。スポーツ大会・修学旅行・交通機関の利用・買い物等、外出行事や大会参加などの園外活動においてマナー、ルールの遵守を意識する機会としている。普段から職員が振る舞いや態度で模範を示している。	
③ A9 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
【コメント】	
子どもが加害行為を行った場合、最悪特別指導伺いを出し振り返りの機会を作り支援している。又、集団と離し内省を促す場合もある。失敗ばかりを責めないで自己肯定感を育成できる様に支援している。子どもの行動上の問題について職員間でケース会議や勉強会を行い検証している。	
(2) 食生活	
① A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
【コメント】	
栄養士や調理師が子ども達の事を考え色々工夫してくれている。子どもの体調・疾病・アレルギー等に配慮した食事を提供している。お楽しみ献立(調理活動)や食事会等、楽しみの要素を取り入れている。配膳の準備・食事マナー・後片付け等、基本的な事が身につくよう支援している。月1回の給食会議にて子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫を行っている。	
(3) 日常生活等の支援	
① A11 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
【コメント】	
季節による衣替えを通してTPOに応じた衣服の提供や衣習慣を支援している。基本的には被服担当が検討し準備しているが、年2回は職員と一緒に決められた範囲(5000円)で買い物に出かけている。毎日の洗濯の習慣化と清潔な衣類の着用についての意識付けを行っている。衣服のほつれ・ほころび・穴・ボタン付け・簡単な修繕等ができる様に支援している。	
② A12 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
【コメント】	
毎週1回、植栽の手入れを全員で行い生活環境が無機質にならないよう様、努めている。子どもが私物を収納できる様、個々にロッカー・タンス等を整備している。中学生以上は個室が望ましいが、建物の構造上個室の整備は出来ない。風呂がない(別風呂)事や集団部屋である為、プライバシーの確保は難しい。又、建物や設備が古く、静養室やクールダウン部屋等がない事は、今後の大きな課題である。	

③	A13 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
---	----------------------------------	---

【コメント】

小学生は固定せずどのクラブにも参加できるが、中学生は運動部と文化部に所属する事にしており、身体能力を育てるだけでなく、チームワーク・忍耐力・責任感・協調性・ルール（規範）等を身につけ、自己肯定感を醸成する機会として推奨している。又、生活場面でも寮対抗の各種スポーツ大会が行われており、スポーツ観戦や文化鑑賞会等も行っている。

(4) 健康管理

①	A14 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
---	---	---

【コメント】

感染症の対応マニュアルに不備があり、感染症毎のマニュアル化が喫緊の課題と思われる。特別なケアが必要な子どもに対しては、心理専門員・嘱託医とも連携して対処している。常勤看護師が講師となり、医療や健康に関して学習する機会を設けている。疾病の予防を主業務とする保健師や養護教諭（分校等）とは連携の実績はない。健康診断（年1回）と歯科検診（年2回）を定期的に行っている。

②	A15 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
---	---	---

【コメント】

子ども達の衛生・健康状態に付いては、常に職員が状態の把握に努め、疾病・ケガが発生した場合は看護師を中心に迅速に対応する様にしている。コロナの蔓延以降、特に手洗いの励行は習慣化している。洗面・整髪・ひげそり、歯磨き・つめ切り等身だしなみに付いて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。理美容は月一回、園内で実施している。外部講師を招いた健康教育を実施し職員や子どもに健康に付いての意識を高める機会としている。軽いケガや疾病などの処置は看護師が行っている。寝具の日光消毒や衣類等を清潔に保つなど、健康管理ができる様、支援している。

(5) 性に関する教育

①	A16 性に関する教育の機会を設けている。	a
---	-----------------------	---

【コメント】

性教育に関しては、施設内の学校で年齢や発達段階に応じて正しい知識・関心が持てる様、支援している。性に対する正しい知識が得られる様に福祉職員・学校職員が協働して性に関する指導の授業を年5回実施している。又、性指導検討委員会を設置し、時代のニーズや子どもの状況に合わせた指導計画の策定を行っている。性に関わる問題が主訴に関わる子もいるので、しっかりと取り組んでいる。

(6) 行動上の問題に対する対応

①	A17 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a
---	--	---

【コメント】

子どもに対する処遇アンケートにいじめの有無に付いての質問項目を設けて状況を確認している。又、生活のしおりにも明示して子どもの意識を育むよう支援をしている。日常生活においても訴えや報告があった場合は聞き取り等を行い、迅速な対応、解決に努めている。施設内で暴力・いじめがない様、子ども達が安心して暮らせる様、職員は十分気を配る様にしている。問題の発生予防の為に、施設内の密室・死角等の構造や職員の配置・勤務形態のあり方に付いても、点検を行っている。職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。

②	A18 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
---	---------------------------	---

【コメント】

行動上の問題のある子どもに付いては、その特性を職員間で共有しており、緊急事態への対応では児童相談所・警察等関係機関にも連絡し対策を取っている。行動上の問題のある子どもに付いては、問題となる行動を観察・記録すると共に子ども本人からの訴えをしっかりと傾聴し、発生の要因やメカニズム等に付いて子どもと共に分析し子どもに説明をしている。行動上の問題は特別指導の対象にもなり、対応が決まったら個別指導が行われる。

(7) 心理的ケア

①	A19 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------	---

【コメント】

非常勤の心理士2名と児童相談所との兼務心理士1名、及び嘱託医（児童精神科）により支援を行っているが、心理的なケアを必要とする子どもが増えてきており、心理士の常勤化は早急な課題である。心理的なケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが心理士により策定されている。心理的なケアが必要な子どもへの対応の為、心理士による処遇学習会が開催されている。必要に応じて心理検査等を行い、ケースカンファレンスを通じてケア効果に付いて評価・見直しを行いながら、継続的に心理的な支援を実施している。

(8) 学校教育、学習支援等

①	A20 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

施設と学校が同一組織で同じ敷地内にある為、生活支援・学習支援・進路支援等を相互に協力して子どもに対して適切な学校教育が行われる様、支援している。又、原籍校と連携を図り、子どもが不利益を被らない様に学習進路等の支援を行っている。家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携がとられている。学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。

②	A21 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

施設内学校の教員と連携し、少人数クラス・習熟度別授業・自主学習ノート提供・受験生の補習学習等を実施している。又、ICT環境の整備に力を入れており学習端末の積極的利用で児童の学習意欲や効果を高めている。建物の構造上、静かに落ち着いて勉強できる様な個別の学習スペースや学習室は残念ながら準備出来ない。中学生・高校生・受験生の為の学習環境に付いては配慮を欠く状態となっている。又、施設の性格上、学習ボランティア等の社会資源は活用していない。漢検・英検や資格取得検定等の受験希望には応えている。

③	A22 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a
---	---	---

【コメント】

就職希望の子どもを為に、地域の企業や育成会（施設応援組織）等と連携し、職場実習や職場体験の機会を確保している。漢検・英検や資格取得検定等の受験希望には応えている。休日の全体作業として子どもが作物等の育成過程を通して仲間との共同作業の中から人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性などを培う様に支援している。休日の全体作業は年間作業計画が策定されている。

④	A23 進路を自己決定できるよう支援している。	a
---	-------------------------	---

【コメント】

子どもの進路は最重要課題の1つなので進路指導委員会を開催し、支援の充実を図っている。自立支援計画の確認の中からも早い時期から進路について自己決定ができる様な相談や支援を行っている。進路選択にあたっては必要な資料を収集し多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。又、本人の希望特性を踏まえ保護者・学校・関係機関と連携しながら支援している。

(9) 親子関係の再構築支援等

①	A24 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

子どもが家庭復帰を目的としている場合は、家族支援の計画に従い児童相談所とも連携しながら親子関係の再構築を支援している。家族の抱える課題に対して、児童相談所(カウンセリング)と連携しながら、又は施設が独自に(保護者等と定期的に面接や家族支援プログラム)を行う等、具体的な支援を行っている。

(10) 通所による支援

①

A25 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

d

【コメント】

地域の子どもに対する通所による支援は非該当。